

広島県告示第千四十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定によって、次のとおり懲戒処分を行った。

平成二十一年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十一年十一月二十七日

二 処分を受けた建築士

1 氏名

中黒 雅裕

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

二級建築士

広島県知事登録第八四五八号

三 処分の内容

免許取り消し

四 処分の原因となった事実

他の建築士に無断で名義を借用し、建築確認申請書及び工事監理報告書等における設計書及び工事監理者等として記載し、また、建築士事務所（株式会社フォレストデザイン一級建築士事務所）の開設者であったとき、管理建築士が退職したにもかかわらず、いるかのごとく装い建築士事務所を継続し、その後、不正に虚偽の建築士事務所の登録更新を行った。

このことは、建築士法第十条第一項に該当する。